

令和 5年 3月13日

事業者の皆さまへ

志摩市新型コロナウイルス感染症対策本部

マスク着用の考え方の見直し等について(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素は、市行政とりわけ商工振興にご理解・ご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

政府においては、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることが示され、様々な対策の見直しが進められています。

そのようななか、令和5年2月10日に厚生労働省から「マスク着用の考え方の見直し等について」以下のとおり示され、3月13日から適用することとなりました。

- マスク着用については、政府が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。
- 政府は個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨することとする。
- 基本的感染対策として、マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行を徹底すること。

つきましては、市ホームページ「マスク着用の考え方の見直し等について」をご確認いただき、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

※市ホームページ「就業制限解除後の検査結果の証明について」

<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/kenkosuishinka/corona/1647215139758.html>



← QRコードはこちら

【事務担当】志摩市 産業振興部 商工課

TEL(0599)44-0010/FAX(0599)44-5262